

事業計画（宮城県山元町）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

町内の地区海岸数	3 地区海岸
被災した地区海岸数	3 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	3 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	3 地区海岸

② 堤防高

9月9日に堤防高を公表[※]。

仙台湾南部海岸② : T.P. 7.2m (対象: 高潮)

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、12月までに策定することを目指す。

これに基づく本復旧の工事着工については、復興計画や他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧の工事完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

なお、山元海岸においては、侵食の著しい区間について優先的に整備促進を図る。

④ 成果目標 平成23年度

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

・全ての被災した地区海岸において、12月までに復旧する施設の概要計画策定^{※1}を目指す。

・全ての地区海岸において、本復旧の工事着工^{※2}を目指す。

※1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画(山元町)

地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定				H23予算での 実施内容
			被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	工事 着工	工事 完了	
須賀	1,954	堤防、防潮水門	6.20	7.20	完了	H23.10	H23.12	H23第4 四半期	H28.3	・応急復旧・用地買収 ・概略設計・本工事 ・詳細設計
磯浜漁港	810	堤防	6.20	7.20	完了	H23.12	H24.1	H24.3	H26.3	・応急復旧 ・本工事
山元	8,046	堤防、突堤	6.20 ～7.20	7.20	完了	H23.9	H23.11	H24.1	H28.3	・応急復旧 ・本復旧 等

※被災後復旧高は、災害復旧事業等により復旧を予定している高さである。
 ※被災後復旧高は、県が公表した計画高と異なる場合がある。

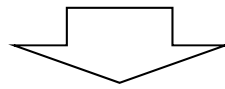
※概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。
 ※詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。
 ※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

宮城県沿岸の地域海岸分割図

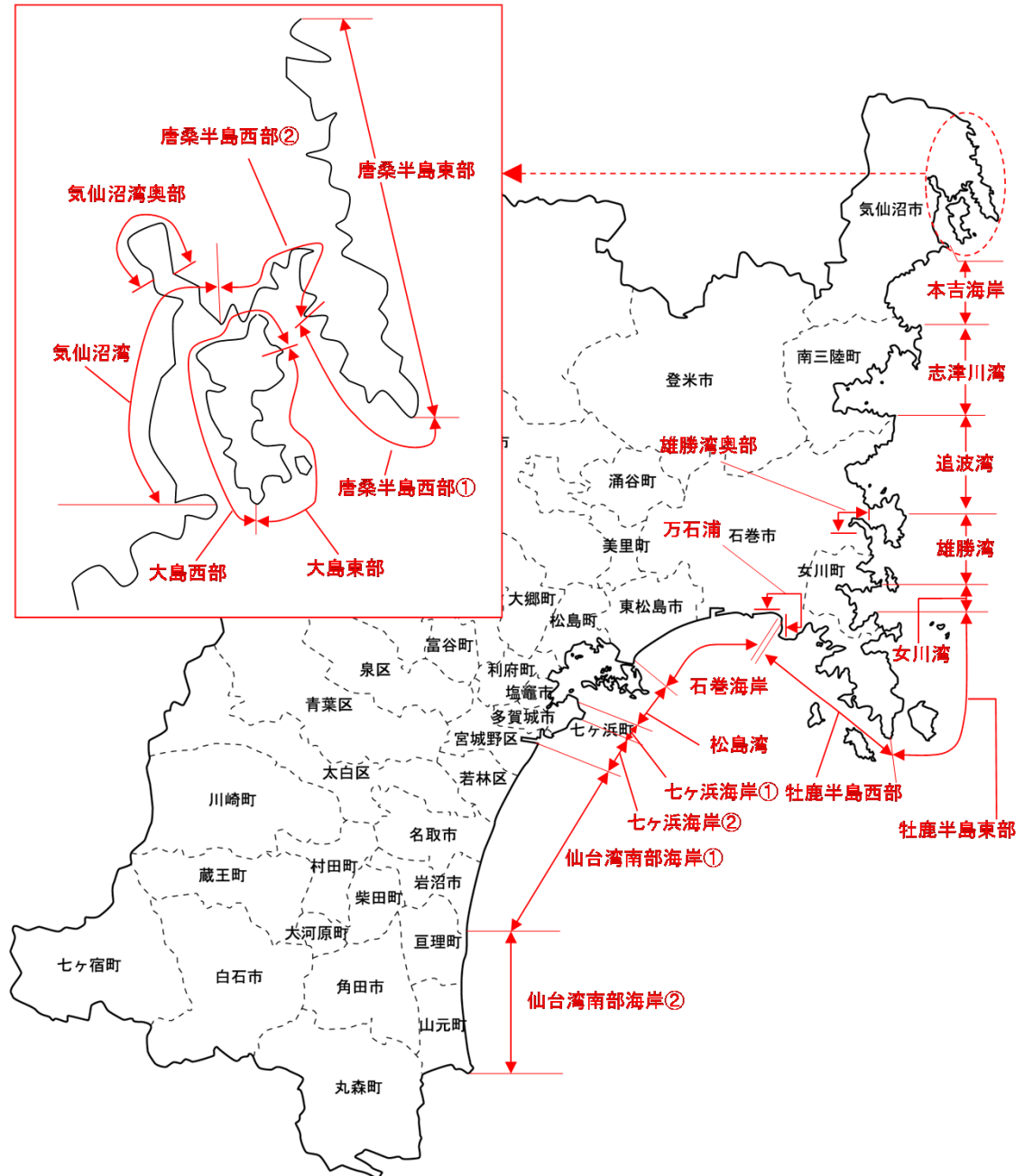
《宮城県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しようと判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 湾毎の区分を基本とし、半島や離島の遮蔽効果も考慮して区分
- 2) 湾奥部における増幅等が顕著な場合は、外湾と内湾を区分。
- 3) 砂浜海岸は、大河川の土砂供給や沿岸漂砂の特性により区分。



宮城県沿岸を22の地域海岸に分割



2. 河川対策

【県管理河川】

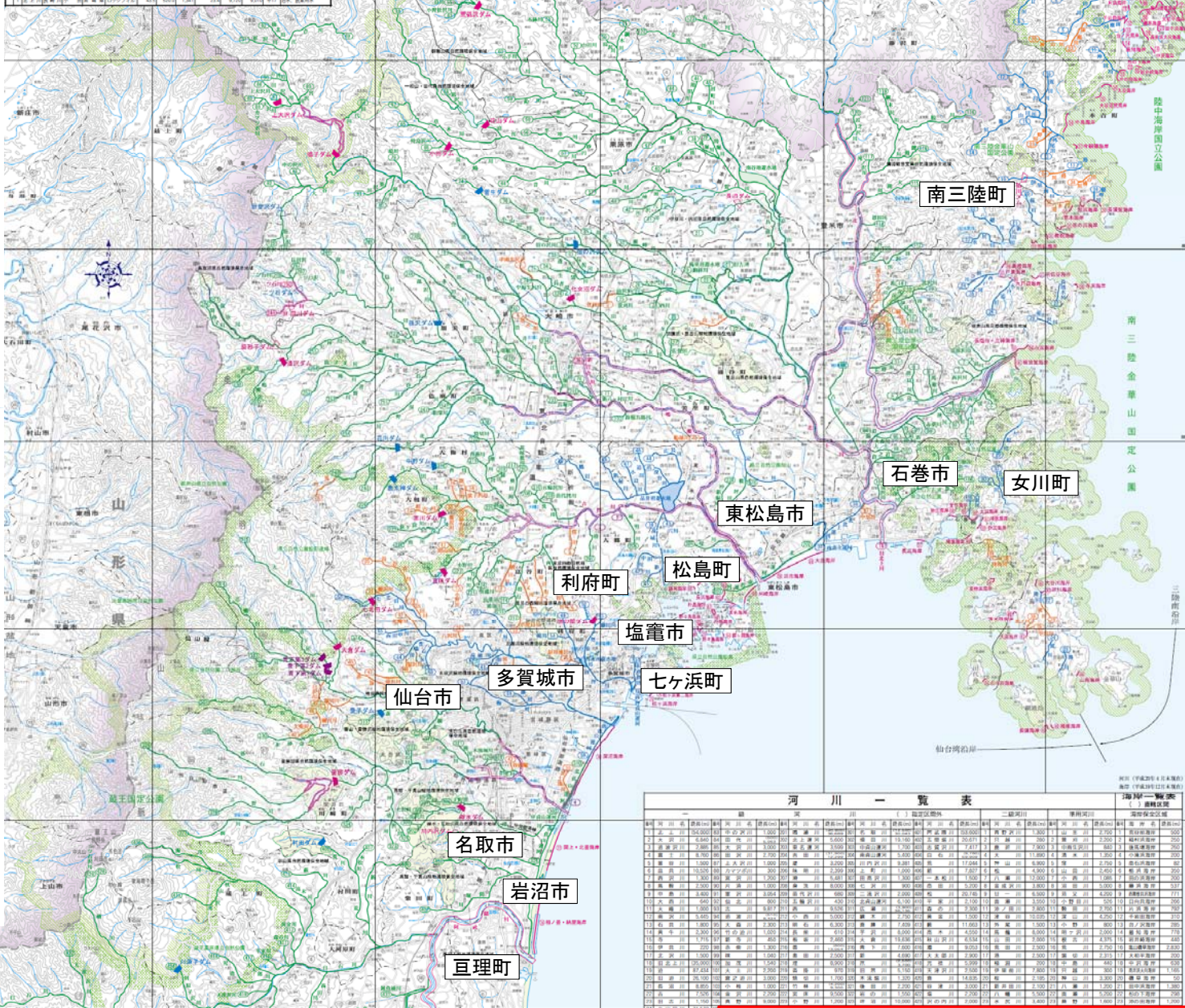
- ① 2級水系坂元川水系^{※1}で、2河川2箇所^{※2}の災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い2箇所については大型土のう積み等の応急対策を完了。
- ② 全2箇所について、平成23年内に災害査定を完了し、平成23年度内に、まちづくりとの調整を図った上で、測量、設計等に着手予定。
設計、地元調整等の施工準備が終了した箇所から、順次、本復旧に着手し、海岸堤防の整備計画及び町が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備。概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）
- ③ 成果目標 平成23年度
 - 県管理区間（災害復旧事業）
全2箇所について、平成23年内に災害査定を完了し、平成23年度内に、まちづくりとの調整を図った上で、測量、設計等に着手予定

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画 参考図面 河川 山元町

河川名称	河川番号	河川種別	河川延長(km)	流域面積(km ²)	平均流量(m ³ /s)	最大流量(m ³ /s)	河川管理機関
山元川	1	1	12.5	120	10	150	山元町
坂元川	2	2	15.0	150	12	180	山元町
...



河川番号	河川名称	河川種別	河川延長(km)	流域面積(km ²)	平均流量(m ³ /s)	最大流量(m ³ /s)	河川管理機関
1	山元川	1	12.5	120	10	150	山元町
2	坂元川	2	15.0	150	12	180	山元町
...

河川番号	河川名称	河川種別	河川延長(km)	流域面積(km ²)	平均流量(m ³ /s)	最大流量(m ³ /s)	河川管理機関
1	山元川	1	12.5	120	10	150	山元町
2	坂元川	2	15.0	150	12	180	山元町
...

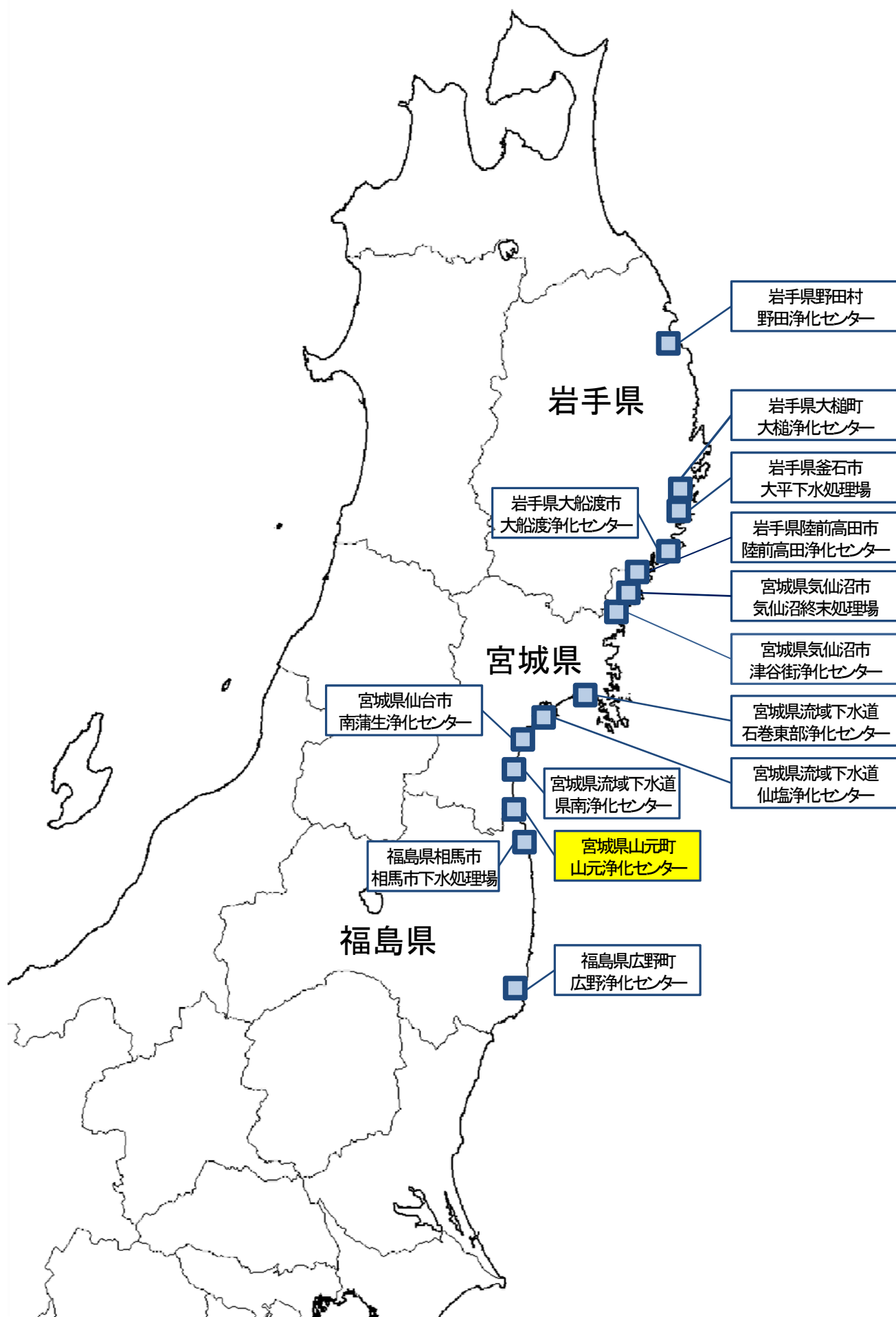


山元町
【県管理河川】
 1水系 2河川 2箇所
 (二)坂元川水系 2河川 2箇所

3. 下水道

- ① 箇所名：山元浄化センター（※位置図を参照）
- ② 山元浄化センターについては、簡易処理（沈殿＋消毒）を実施中。
- ③ 平成24年7月までに簡易処理から通常処理へ移行し、復旧を完了予定。

(参考)下水処理場 位置図



4. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約 1,420ha の農地及び排水機場、排水路等の基幹的農業用施設に甚大な被害

② 施設の復旧

○応急復旧状況

新牛橋排水機場、落とし堀排水路等の基幹的排水施設について実施済み

○本格的復旧

復興計画を踏まえて着手し、概ね 3 年以内の完了を目指す。

③ 農地の復旧

概ね 3 年以内の復旧を目指す。

○平成 24 年度からの営農再開を目指す農地

約 310ha（町北側の国道 6 号線沿いの農地等）

○平成 25 年度以降、順次、営農再開を目指す農地 約 1,110ha

（現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。）

④ その他

大区画化等の区画整理を導入する地区においては、別途、地域の合意形成を進めながら実施していくことが必要。

5. 海岸防災林の再生

- ① 海岸防災林の林帯 142.7ha が被災。
- ② 林帯については、年内を目途に町復興計画や他事業との調整等を行い、林帯地盤の復旧等に必要な設計等の後、着工予定。
- ③ 林帯地盤についての本復旧は、概ね5年で完了見込み。樹木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工等の施工が完了した箇所から順次実施し、概ね5年度で完了させることとし、全体の復旧を概ね10年で行うことを目指す。

(保全対象：国道38号線、農地、人家（坂元地区他）)

(なお、当地区は、民有林直轄治山事業により国が直轄実施する。)

- ① 箇所名： 山元地区（国有林）
- ② 海岸防災林の林帯 76ha が被災。
- ③ 被災した林帯については、現在、一部がれき置場として地方自治体に貸し付けしており、がれき置場の利用状況、町復興計画及び他事業との調整等踏まえ、今後の再生方針を決定する予定。
- ④ 盛土等海岸防災林の林帯地盤の復旧は概ね5年で完了させ。苗木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工の施工等が完了した箇所から順次実施し、全体の復旧を概ね10年で完了することを目指す。

(保全対象：国道38号線、農地、人家（坂元地区他）)

(なお、国有林内については、国有林野内直轄治山施設災害復旧事業等により国が直接実施する。)

6. 学校施設等

①幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<山元町立学校>

東日本大震災により被災した町立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の7校について、以下のとおり早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる5校については、平成23年度内の事業着手、平成24年度内の復旧完了を目標とする。
- 津波により甚大な被害を受けた中浜小学校、山下第二小学校については、移転も含めた総合的な検討が必要となることから、平成23年12月に策定を予定している山元町震災復興計画等を踏まえ、速やかな教育環境の回復に努める。

<県立学校>

山元町に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の1校については、比較的軽微な被害に留まるので、平成23年度内の事業着手、復旧完了を目標とする。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の2校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる1校については、平成23年度内の事業着手、平成24年度内の復旧完了を目標とする。
- 津波被害を受け、移転も含めた総合的な検討が必要となるふじ幼稚園については、校舎の本格復旧に向けて応急仮設校舎の建設を進めつつ、平成23年12月までに策定される当町の復興計画に基づいて移転する見込みである。しかし、当町と当該学校の協議が未だ始まっておらず、具体的な見通しを立てづらい状況にあるが、現時点においては平成25年度末までに復旧場所を確定させ、復旧完了は平成26年度以降となる公算が大きい。

②公立社会教育施設（公立社会体育施設を含む）

<山元町立社会教育施設>

東日本大震災により被災した社会施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の4施設について、以下のとおり早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる2施設（中央公民館・体育文化センター）については、平成23年度内の着手、平成24年度内の復旧を完了目標とする。
- 甚大な被害を受けた町民プール及び、津波被害を受けた第二体育館は、移転も含め総合的な検討が必要となることから、平成23年度12月に山元町復興計画を策定し、平成24年度内に復旧場所の確定、平成26年度内の復旧完了を目標とする。

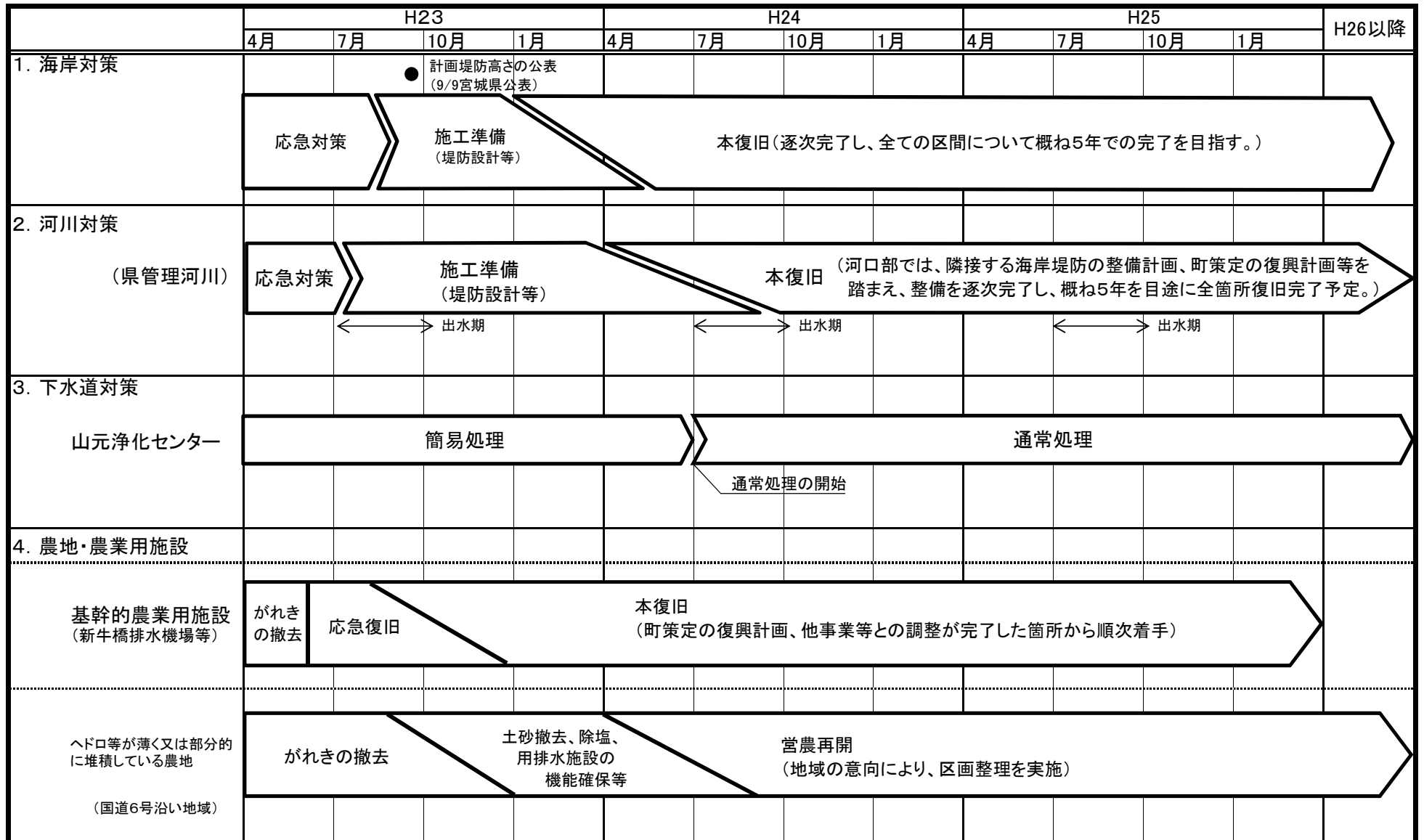
7. 土砂災害対策

- ①本年8月末までに、町内約50箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約5箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。(降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。)
- ②最大震度6強を観測した山元町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、本年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

8. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（533千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成23年8月までに仮置場へ概ね搬入した。今後は、その他の災害廃棄物について、農地が浸水域の76%と広大であり、農業排水施設も被災していることから、津波により流入した海水等の排水が滞り、効率的な作業が進んでいないため、農地災害廃棄物及び津波堆積物等の撤去に時間を要しており、災害廃棄物の仮置場への移動を平成25年3月までを目途に完了させる。なお、11月8日現在、全ての災害廃棄物の81%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動の完了見込み時期については、解体を要する棟数が膨大なことから、現在、検討中である。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(宮城県山元町)



	H23				H24				H25				H26以降			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月				
上記以外の農地	がれきの撤去				土砂撤去、除塩、畦畔の復旧等				順次営農再開 (地域の意向により、 区画整理を実施)							
<p>(注)大区画化の工事を行う農地について、整備の完了はH26以降となる場合がある。</p> <p>本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したもの。</p>																
5. 海岸防災林の再生																
(私有林直轄治山事業により国 が直轄実施)	林帯地盤の復旧 (概ね5年で完了)				→ 防風工等の施工が完了した箇所から				順次植栽を実施 (全体の復旧を概ね10年で完了)							
(国有林)	がれき置き場				がれき処理				施工準備				林帯地盤の復旧 → 防風工等の施工が完了した箇所から (概ね5年で完了) 順次植栽を実施 (全体の復旧を概ね10年で完了)			
6. 学校施設等																
<町立学校>																
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧															
甚大な被害を受けた学校の復旧	教育環境の整備															
※津波の被害を受けた中浜小学校と山下第二小学校については、山元町震災復興計画等を踏まえ、速やかな教育環境の回復に努める。																

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
8. 災害廃棄物の処理	→ (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)								(その他の災害廃棄物)				
	→												
	→												
				(中間処理・最終処分)							(木くず、コンクリートくずの再生利用)		